

## 1. 改姓（名）届

住職は、所属する僧侶の僧籍台帳記載事項に変更があったときは、直ちに総局に届け出なければなりません。 [僧侶規程 3①]

### (1) 届出者

住職（住職代務）が、現在僧籍台帳に登録されている衆徒の氏名（改姓名する前の氏名）を明記して届け出ます。

### (2) 添付書類 戸籍抄本

〔註〕 戸籍抄本は、改姓名の事実（届出年月日等）が記載されているものを添付します。